

社会福祉法人 五倫会
障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／ふらっと／オリオン】

2019年度 運営方針・事業計画

社会福祉法人 五倫会 事業計画

1. 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間があるままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと 2019 年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ① 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
- ② 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
- ③ 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

3. 職員の誓い

- ① 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
- ② 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
- ③ 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
- ④ 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
- ⑤ 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
- ⑦ できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

4. 法人経営の原則の遵守

2019 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害児、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

5. 評議員会・理事会の開催

① 評議員会の開催

2019年6月（2018年度事業報告及び決算等）

2019年12月（2019年度事業経過報告等）

2020年3月（2020年度事業計画及び予算等）

② 理事会の開催

2019年5月（2018年度事業報告及び決算等）

2019年9月（2019年度事業経過報告等）

2019年12月（2019年度事業経過報告等）

2020年3月（2020年度事業計画及び予算等）

6. 事業内容

- ・ 第一種社会福祉事業 障害者支援施設 姫路暁乃里
（生活介護・施設入所支援）の運営 各定員 35名、30名
- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里
（短期入所）の運営 定員 4名
（日中一時支援）の運営 定員 4名

- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 太陽の郷
（生活介護・就労継続支援B型）の運営 各定員 20名、15名

- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 チャレンジ
（共同生活援助事業（サテライト型を含む）の運営 定員 16名
（短期入所（空床型））の運営

- ・ 第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオン
（放課後等デイサービス）の運営 定員 10名

- ・ 第二種社会福祉事業 相談支援事業 ふらっと
（一般・指定・障害児相談支援事業）の運営

7. 事業方針

(1) サービス提供基盤の強化と、よりよいサービス提供のための人材育成

① 職員の教育機会の充実

⇒法人全体で合同研修を定期的実施し、五倫会マインドを醸成するとともに、経験と勘に陥りがちな職員がブラッシュアップできる機会をつくる。

② 家族等にケアに参加する仕組みづくり

⇒障害福祉制度等にサービスの種類や、人員配置基準の情報など、利用者、家族、地域のボランティアに知っていただく機会をつくる。支援技術や障害などの基本的な情報を適切に提供することで、障害者に対する理解を深めていただくことにより、心理的負担の軽減を図る。

(2) 職員の能力や個性を生かす組織開発

① 人事制度の改善

⇒現人事制度の課題を整理し、適切に運用されるように随時改善を図る。

② 海外からの留学生、実習生の雇用も含め、多様な人が認められ、働き続けられる職場づくりをすすめる。

③ リーダー級及び、課長級の階層別研修を実施

⇒虐待防止などの知識のほか、チームマネジメントや、面談の技法などについて学べる機会をつくる。

(3) 新たな事業の推進と事業領域の開拓

① 高齢化・重度化に対応したグループホームの開設

⇒法人所有地や地域の既存建物等を活用し、障害者の重度化・高齢化にも対応できるグループホームの整備計画を進める。

② 生活介護事業所の新設

⇒既存の生活介護事業に加え、新たに開設することにより、特色のある事業所として、利用者の選択肢を増やす。

③ 児童発達支援・放課後等デイサービスの新設

⇒児童発達支援事業について事業化できるか検討をすすめる。

④ 新規事業のための人材確保

⇒将来を見据え、ハローワーク、民間の人材紹介等を利用し、積極的な人員確保に努め、余裕を持った人員配置を目指す。

⑤ 企業主導型保育事業の開設

⇒働きやすい職場作りの一環として、保育所の創設を検討する。

基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

利用者支援方針

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等へ結び付けるなど、生活の質の向上を第一に考えて支援をする。

重点項目

1. 医療

健康状態を良好に保つことを目的に毎日のケアを充実させ、予防ケアに努めると共に協力機関と連携を図り疾病の悪化予防と健康管理に努める。安全面においては、重度高齢化による利用者の身体機能の低下を踏まえ、転倒・転落などのケガ等を防止する為にハビリ科の協力を得て利用者の特性の把握に努め適切な支援を行う。

2. 人材育成

利用者一人ひとりのニーズや課題を十分に把握し、専門性を深め適切な支援ができる人材の育成に努める。外部研修への積極的な参加や施設内での研修等の充実を図り、自己研鑽に努めるよう指導する。福祉人材の育成に努め、職員のメンタルヘルス等についてもスーパービジョン体制を整えてメンタルヘルスに関する予防・相談、対応するよう努め組織としても取りくむ。

3. 支援技術の向上

利用者の特性を理解し、適切なサービスを提供するため職場研修の充実を図り、医師や看護師と連携した健康管理に係る医学的知識の習得、多様な障害に対応できる専門知識の習得、職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行う。また介護技術研修などにより利用者の高齢化にも対応できる職員の育成に努める。

4. 虐待防止・権利擁護の取り組み

利用者一人ひとりの人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援サービスに努める。個別支援計画書を基に「ゆとり」、「個性」を尊重し、高齢者等の支援も視野に入れ利用者の

ニーズに応じた支援計画を作成し、計画性のある支援に努める。

5. 働きやすい職場作り

福祉に携わるイメージを壊し、福祉という素晴らしい仕事の魅力を伝える。コミュニケーションを円滑にするため、支援員の想いや意思を相互に伝えあい、お互いに理解しあう。シフトに関して事前に希望を確認して「ワーク・ライフ・バランス」の取れた職場を目指す。

●事業の目的、定員と現員（2019年3月1日現在）

<生活介護>

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排せつ、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的とする。

定員	35名				
現員	38名	男性	23名	女性	15名

	男性	女性
最小年齢	19歳4ヶ月	26歳11ヶ月
最高年齢	72歳1ヶ月	71歳2ヶ月
平均年齢	36歳4ヶ月	46歳6ヶ月
男女平均年齢	40歳4ヶ月	

<施設入所>

常に介護を必要とする利用者、個別支援計画に基づいて夜間および休日の入浴、排せつ、食事の介助等を行う。また、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように、置かれている環境に応じて個別のニーズに沿ったサービスの提供、相談、その他の日常生活の支援・介護をすることを目的とする。

定員	30名				
現員	30名	男性	17名	女性	13名

	男性	女性
最小年齢	19歳9ヶ月	26歳11ヶ月
最高年齢	72歳1ヶ月	71歳2ヶ月
平均年齢	39歳5ヶ月	45歳10ヶ月
男女平均年齢	42歳2ヶ月	

●日課

時間	平日	休日
6:30	起床、整容	起床、整容
7:45	朝食準備	朝食準備
8:00 ～ 9:15	朝食、歯磨き 清掃、洗濯干し、朝礼 ラジオ体操	朝食、歯磨き 清掃、洗濯干し、朝礼 ラジオ体操
10:00 ～ 11:30	作業、活動 シーツ交換・居室整理(火曜) 太鼓教室 10:00(第2金曜、第4土曜) 音楽療法 14:30(第1・3金曜) 缶回収(木曜)	余暇、活動
12:00 ～ 13:30	昼食、歯磨き 入浴準備、 バイタル測定	昼食、歯磨き 入浴準備 バイタル測定
13:30 ～	女性入浴 まほろばパン購入(月曜) 体操教室 14:00(火曜) ティータイム	女性入浴 余暇 小西接骨院マッサージ ティータイム
15:00 ～	男性入浴 自由時間	男性入浴 自由時間
18:00 ～	夕食、歯磨き 自由時間 就寝準備	夕食、歯磨き 自由時間 就寝準備
20:00	就寝前薬服用	就寝前薬服用
22:00	消灯・就寝	消灯・就寝

●年間研修計画

月	研修内容	
	施設外	施設内
4月		
5月	新任リーダー研修	新人育成、感染症対策について
6月		重度障害者支援加算記録について
7月	行動援護従事者養成研修	避難訓練（夜間想定）
8月	施設長・職員合同一泊研修 防災対応力研修 兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修	

9月	兵庫県サービス管理責任者研修、 兵庫県相談支援従事者初任者研修 自閉症支援研修	権利擁護（虐待）について
10月	虐待対応力研修	
11月	播淡地区職員研修会 苦情解決セミナー	
12月	兵庫県サービス管理責任者研修 介護職員スキルアップ研修	権利擁護（人権）について
1月	ダウン症支援研修	
2月	播淡地区施設長会研修 虐待防止研修	自閉症支援について
3月		避難訓練（日中想定）、消火訓練

※2018年度実績より

●医務・保健計画

(1) 日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努める。またサービス提供中に異常が認められた場合は通院等の適切な処置を行う。医師の指示において静養等の対応を行う。

- ① 手洗い、うがいを励行し風邪などの疾患を予防する。
- ② 慢性疾患、特定疾患の注意事項を周知する。
- ③ 利用者内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ④ 感染症対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
- ⑤ 毎日、利用者のバイタルチェックを行う。

(2) 健康計画

内容	対象者	予定月
嘱託医による往診	全員	月1回
健康診断	全員	10月
インフルエンザ予防接種	希望者	11月～12月

●2019年度実施計画

取り組み内容	項目	2019年度
人権擁護の徹底	人権尊重と虐待防止の意識の徹底	・権利擁護研修(外部研修) ・虐待防止委員会(随時)
	苦情・相談への適切な対応	・苦情解決委員会(随時)
サービスの質の向上	安心安全なサービスの提供	・感染症予防マニュアルなどの周知(年1回) ・モニタリングの実施(年2回) ・個別支援計画書の作成(年2回)
	生活環境の充実	・環境整備(随時) ・設備点検(EV定期点検、消防設備点検、その他)

	支援技術の向上	・介護技術研修(外部研修)
社会、地域との関係 促進・維持	地域住民と利用者の交流促進	・地域行事への参加 ・ボランティアの受け入れ(随時)
	地域生活を支える支援	・GH利用者の疾病や生活改善等による短期入所受け入れ(随時)
	情報発信	・機関紙の発行 ・ホームページの更新
福祉関係法令対応	福祉関係法令への対応	・外部研修などへの参加
人材の確保	専門学校など関係団体との連携	・実習生の受け入れ ・インターンシップ等の受け入れ
	多様な就労ニーズへの対応	・様々な働き方の職員雇用の検討
人材の育成	職員育成	・業務の進捗状況の確認と助言
	職場づくり	・日常業務内の報連相の徹底
	職員の健康の確保	・受診の周知と徹底
災害対策強化	日常の防災訓練	・避難訓練を年2回以上実施 ・AED講習会の実施

<短期入所(宿泊を伴う)、日中一時支援(宿泊を伴わない)>

【目的】 個々の心身の状況や介護している家族が、疾病・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加、休養等の目的で家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設を利用(レスパイト)、短期間の入所をする。

【サービス内容】

- ・日中における一時的な預かりを利用する利用者・宿泊を伴う利用で短期間の入所を必要とする利用者の状況に応じて食事・排泄・入浴等の日常生活支援を行う。

【活動内容】

- ・ 食事の提供
利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
- ・ 生活に関する相談、援助
利用者の自己判断、自己決定、自己責任のもと自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。
- ・ 服薬管理
状況に応じて服薬援助を行う。
- ・ 健康管理
利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。
- ・ 短期利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。

・ 情報提供

利用時における本人の状況報告、家庭における関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。

2019年度 栄養課(日清医療食品株式会社)事業計画

1. よりよい食環境の構築

- ・ 喫食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・ 味付けの均一化を図る。
- ・ 病態に合わせた食事作り。
- ・ 栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・ 選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。

2. 嗜好調査(アンケートによる)実施

- ・ 利用者様の要望や不満を把握する。
- ・ アンケート結果により、味付け、献立の見直しを行う。

3. 給食委員会の実施

- ・ 月に1回給食委員会を開催し、職員・利用者様より味付けやメニューに対する意見を聞き、その情報をもとに協議をし、よりよい食事提供を行う。

4. 食の充実を図り、複数献立を取り入れる。

- ・ 毎昼食に選択メニューを取り入れる。
- ・ 月に2回3者択一メニューを取り入れる。
- ・ 月に1回季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

5. 食事提供時間

朝食	昼食	夕食
8 : 00	12 : 00	18 : 00

6. 職員体制

- ・ 姫路暁乃里栄養士1名(非常勤)
- ・ 日清医療食品株式会社栄養士1名
- ・ 日清医療食品株式会社調理員3名

7. 衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事提供

- ・月2回事業所衛生チェック。
- ・支店衛生担当による衛生監査。
- ・月1回のエリア会議における衛生勉強会。
- ・本社衛生管理室による衛生監査。

8. 非常時、災害時におけるバックアップ体制の確立

- ・災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・非常用備品を各支店単位で装備。

基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

取り巻く環境

必ずしも通所利用者は家族による家庭での支援、健康・衛生管理等が十分に行えているとは言いがたい現状がある。当然の事だが利用者と比較して家族の高齢化も進み、支援が困難なケースや相談内容も年々変化してきている様に感じる。施設においてもそういった変化に遅れる事無く、支援技術や知識の習得をしていく必要がある。

障害福祉に対する世間の印象も虐待事件等から決して良いものではないと思う。地域移行を目指していく上で、そういった印象を払拭出来る取り組みも必要となってくるだろう。そういった点も踏まえ、下記の3点を重要項目として挙げる。

重点項目

1. 利用者支援

個別支援計画内容の実施と記録、利用者情報の見直し、職員全体での検討会議と共有を常に実施しより良い支援を目指す。健康面と衛生管理に重きをおき、活動や作業を元気に実施出来る様に努めていく。親との会話や連携も大切にし、心と身体が元気でいられる様に高齢化や合理的配慮にも対応出来る技術と知識を身に付け支援にあたる。常に前向きな考え方を大切にし、心とスキルを持ったサービス提供を実施していく。

2. 人材育成

環境が人を育てるという様に、施設の雰囲気をも更に向上させる。その為に行動規範や研修プログラムの見直し等を実施する。若手の意見も多く取り入れ、発言し易い環境を整えていく。研修においては介護技術や接遇、アンガーマネジメント等、時代の流れに沿ったものも積極的に取り入れていく。虐待未然防止の観点からも「支援の誤解」が無いように育成をする側の支援スキルにおいても見直しを実施していく。

3. 情報提供

ホームページブログの毎日更新、毎月の広報誌、保護者会新聞等、行政等の情報や施設の活動報告等を常に発信していく。地域への発信も実施し、障害福祉に対する理解や協力体制を整えていく。

●事業の目的、定員と現員（2019年3月1日現在）

〈生活介護〉

日常生活等に必要生活全般の支援を実施する。余暇活動や作業に加え、健康面、衛生面にも力を入れる。嘱託医や看護師、または法人内で連携を取りながらそれぞれの能力や意向に沿った支援を提供する事を目的とする。

定員	20名				
現員	21名	男性	12名	女性	9名

〈就労継続支援B型〉

施設内外問わず多くの仕事を経験し、地域の人達と多く関われる場を提供する。そして一般就労等を目指していく上で必要な知識やスキルを身に付けられる様な支援を提供する事を目的とする。

定員	15名				
現員	15名	男性	10名	女性	5名

	男性全体	女性全体	生活介護	就労B
最少年齢	21歳	22歳	21歳	22歳
最高年齢	48歳	53歳	53歳	48歳
平均年齢	35歳	37歳	-	-
男女平均年齢	36歳		38歳	34歳

●営業日

月曜日から金曜日、指定の土曜日とする。（ただし、国民の祝日、施設指定日を除く。）
ただし、就労継続支援B型における施設外就労等の場合はこの限りではない。

●営業時間

8：00～17：00

●サービス提供時間

生活介護 9：00 ～ 15：30

就労継続支援B型 9：00 ～ 15：30

●日課

生活介護	時間	就労継続支援B型
登所	9:00	登所
朝礼		朝礼
ラジオ体操	9:30	ラジオ体操

作業・活動 休憩 作業・活動	9:35 10:30 10:35 10:45 10:50	作業 休憩 作業
昼食・休憩	11:50 12:00 12:30	昼食・休憩
体操 作業 休憩 作業 掃除・終礼 降所	12:40 12:50 12:55 13:00 13:30 13:45 14:00 15:00 15:30	掃除 作業 休憩 作業 掃除・終礼 降所

〈就労継続支援B型事業〉

① 作 業

業者・その他	作業内容
内海建設 株式会社 播備 株式会社 一般家庭	除草作業。 姫路市内、一般家庭等、委託契約内容の実施。
株式会社 フロンティア	清掃作業。委託契約内容の実施。
株式会社 デイリー印刷 小倉印刷 株式会社	封入作業等。
服部プロセス 株式会社	ポスティング作業等、
マックスバリュ トーホー コンビニ数店舗	空き缶の回収、分別。
太陽の郷 ごりんや	店舗出向、弁当・惣菜の仕込み、移動販売。

◇新規作業予定

①ガラスコーティング作業

- 一般社団法人障がい者支援事業所 神戸コーティング施行協会に加盟。
- 店舗や家庭の窓ガラス等のコーティングをする事で、毎日の掃除が楽になる。

◇工賃支給方法

- ①評価基準を設け、利用者個々の時給を決定させる。
- ②3ヶ月毎の工賃会議にて金額・評価の見直し、昇給等を決定させる。

〈生活介護事業〉

① 部屋別活動

部屋名	活動名	内 容
アップルーム	作 業	箸の紙袋入れ、箸の本数数え ※1週間 20,000本～25,000本納品目標
スマイルルーム	レクリエーション	カラオケ、映画鑑賞、体操、リトミック 勉強活動等、季節毎の創作活動。 ※秋は「かかしコンテスト」出展 【クラブ活動】 ①音楽クラブ（月2回） ②絵画クラブ（月3回） ※コンクールへの出展実施。 ③太鼓クラブ（月1回） ④ドライブクラブ（月複数回） ⑤ウォーキングクラブ（月複数回） ⑥クッキングクラブ（月1回）
施設外での活動		散歩、ウォーキングクラブ、 ドライブクラブ、誕生日外出、 ルネス花北体育館での活動、 各地域行事等への参加、その他。

●年間研修計画

月	研 修 内 容	
	施設外	施設内
4月		虐待防止法・差別解消法・合理的配慮職員の行動規範等について（新入職員）
5月		
6月		AED講習会
7月	行動援護従事者養成研修	
8月	播淡地区施設長職員合同研究会	感染症対策について
9月	障害者虐待対応力向上研修 利用者支援におけるレクリエーション 福祉のつどい	

10月	県知協 生産活動・就労支援部会研修 兵庫県知的障害者福祉大会	
11月	レクリエーション支援の技法 労務管理研修	
12月	県知協 中堅職員研修会	感染症対策について
1月		
2月	障害者虐待対応力向上研修 県知協 虐待未然防止研修会	
3月		来年度に向けて

※2018年度実績より

●2019年度実施計画

取り組み内容	目的	実施内容
サービスの質の向上	統一した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書の作成（年2回） ・モニタリング実施（年2回） ・支援会議の開催（年複数回） ・報連相の工夫、徹底 ・危機管理意識を高める為の研修 →事故、ヒヤリハット、苦情、その他
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加 ・内部において責任ある役割を与える ・スーパービジョンの実施
	人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加、施設内研修実施。 →虐待防止法、差別解消法、合理的配慮、意思決定支援、その他
	支援、働き方の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の見直し ・職員行動規範の見直し
災害対策	緊急時の対応力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練実施（年2回） ・緊急時の利用者対応についての会議 ・避難経路の確保、検討 ・設備点検
地域参加・貢献	風通しの良い施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、実習生の受け入れ ・広報誌発行 ・ホームページの更新
中長期計画の策定	安定した施設経営	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性の明確化 ・行政の動向や、報酬改定を見据えた計画を立てる

基本方針

障がい者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指す。利用者の障がい種別や程度に関係なく、充実した生活を営むことができるよう、サポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える。

利用者支援方針

利用者一人ひとりが、「地域の中で 自分らしく あたりまえの暮らし」を営むことができるような支援を目指す。利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、職員間で話し合いを行いながら支援目標や方針の共有に努める。共同生活の形態ではあるものの、利用者の「自分らしい暮らし」のあり方は各々異なるものであり、「個別性の尊重」を基本としたサービスを提供する。

利用者の「できる力」を高め適切な距離感を保ち、しっかりと見守ることを心掛ける。

重点項目

1. 利用者の確保

来年度は特別支援学校の卒業生1名が、ふあむ.的形に入居を予定しており、今後1年かけて卒業後の就労先とグループホームを並行して実習を行っていく。

将来的にはグループホームへの入居を希望している利用者は多いが、利用者自身そして保護者の方も、「グループホームってどういところ？施設とはどう違うの？」という思いがあり、最初の1歩が踏み出せないのではないかと考える。事業所側としては受け身の姿勢で待つのではなく、チャレンジの特色をアピールしていくことで、新たな利用者の確保につなげていく。

2. 健康管理・保健衛生

①利用者の年齢や障害の程度、特性、生活歴等は様々に異なっていることを把握した上で、個々の生活状況に応じて健康状態をみていく。定期的に看護師が訪問することで、より専門的に各利用者の健康面・衛生面についての状態を確認してもらうようにし、必要に応じて協力医療機関等への相談・受診の対応を実施する。健康診断や検診により、疾病の早期発見・早期治療に努める。

②検診については、定期的に利用者を受診してもらう。定期薬の服用や軟膏塗布等については、利用者自身で行えることは行ってもらい、不十分な部分については職員が支援及び確認を行うようにする。

③季節や体調に応じて室温や空調等には十分配慮し、衣類による体温調整にも気をつ

ける。

④日常的な手洗い・うがいの習慣づけ、冬期は特に定期的に室内の換気を行い、感染症の予防に努める。

⑤食事は栄養面に配慮してバランスを整え、体調管理を行う。規則正しい食生活ができるようにする。

3. 日中活動先の各関係諸機関との連携

①職員間の連携を密にし、就労先での諸問題に迅速に対応する。

②就労支援に関しては、事業所や職場への電話連絡や定期訪問等により、各担当者と情報交換を行い、利用者の様子や課題について話し合う機会を持つ。また、相談支援事業所や職業自立センター等との各関係諸機関と連携を取り、利用者についての情報を共有することにより、利用者に対して多方面からの支援及び助言ができるように努め就労先の確保、就労後の安定、継続につなげていく。

4. 地域住民との交流

①地域の一員として生活する上で社会的マナーやルールを守り、日頃から近隣の方々に、「おはようございます」「こんにちは」等の挨拶ができるように心掛ける。また地域の行事や清掃活動に積極的に参加することで、住民との交流の機会を増やし、チャレンジの存在をより多くの地域の方々に知ってもらえるようにする。

②最寄りのスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア等への利用者自身による買い物を継続することにより、店員とのコミュニケーションの場となっている。利用者が地域の中へ出ていき、より多くの住民に周知してもらうことは、外出先での事故や病気等不測の事態が起こった際の事業所への連絡など、協力体制を構築する上でも重要である。

5. 緊急時の対応

緊急時マニュアルに基づき、利用者・職員双方に安全に対する意識を高めて計画的に訓練を行う。一番基本的な連絡手段である携帯電話の使い方を利用者全員が理解し、緊急時をはじめそれ以外の場合でも連絡はいつでもできる・つながるという体制を整える。

6. 職員の資質向上

①利用者の生活の充実を図るためには利用者を支える職員の業務への意欲を高める必要がある。そのために支援の悩みや課題を話し合ったり、日常業務で気づいた事や情報を交換する場を定期的に設け、「風通しの良い、働きやすい職場づくり」に努める。そして職員間の相互理解の促進、職場の一体感や連帯意識の強化を図る。

②安定した職員配置になるように、人材の確保・定着に努める。

●所在地

チャレンジ大塩 姫路市大塩町 1977-8 スーベルバーグ NADA502
 チャレンジ砥堀 姫路市砥堀 1273-5
 ふあむ.的形 姫路市の形町の形 1768-27

●定員と現員（2019年3月1日現在）

定員	16名				
現員	12名				
内訳	名称	現員男性	空	現員女性	空
	チャレンジ大塩	4名	2名	2名	1名
	チャレンジ砥堀	2名	1名	-	-
	ふあむ.的形	3名	0名	1名	0名

●利用者現況

利用者 年齢別表

	男性	女性
最少年齢	19歳8ヶ月	49歳7ヶ月
最高年齢	72歳2ヶ月	53歳2ヶ月
平均年齢	37歳4ヶ月	51歳6ヶ月
男女平均年齢	40歳10ヶ月	

●職員体制

管理者1名（兼務） サービス管理責任者1名（兼務） 看護師2名（兼務） 生活支援員2名
 世話人9名（兼務）

●年間研修計画

月	研修内容	
	施設外	施設内
7月	グループホーム研修会	
9月		避難訓練、消火訓練
11月	グループホーム研修会	
12月	グループホーム等職員研修会	
2月	グループホーム研修会	
3月		避難訓練、消火訓練

※2018年度実績より

●健康計画

内容	対象者	備考
看護師による定期的なバイタルチェック	全員	月2回
インフルエンザ予防接種	希望者	11月～12月

●2019年度実施計画

取り組み内容	項目	2019年度
人権擁護の徹底	人権尊重と虐待防止の意識の徹底	・権利擁護研修(外部研修) ・虐待防止研修(外部研修)
	苦情・相談への適切な対応	・苦情解決(随時)
サービスの質の向上	安心安全なサービスの提供	・感染症予防マニュアルなどの周知(年1回) ・モニタリングの実施(年2回) ・個別支援計画書の作成(年2回)
	生活環境の充実	・環境整備(随時) ・設備点検(消防設備点検、その他)
	支援技術の向上	・支援技術研修(外部研修)
社会、地域との関係促進・維持	地域住民と利用者の交流促進	・地域行事への参加 ・自治会への参加
	地域生活を支える支援	・体験利用、短期入所の受入(随時) ・特別支援学校からの実習生の受入
	情報発信	・機関紙の発行 ・ホームページの更新
福祉関係法令対応	福祉関係法令への対応	・外部研修などへの参加
人材の確保	多様な就労ニーズへの対応	・様々な働き方の職員雇用の検討
	職員育成	・業務の進捗状況の確認と助言
人材の育成	職場づくり	・日常業務内の報連相の徹底 ・スタッフ会議
	健康の確保	・受診の周知と徹底
災害対策強化	防災訓練・災害訓練	・避難訓練を年2回実施 ・避難経路確認

●短期入所、体験利用

短期入所(空床型)

【目的】介護者の疾病等の理由で家庭における介護が困難になった場合やレスパイト、自立体験等の目的で利用できる。

体験利用(空床型)

【目的】家族のもとを離れ、一人暮らしをすることを望んでいる人、グループホームを体験したい人など「自立」に近い環境で日常生活の体験ができる。

相談支援事業所 ふらっと 事業計画

基本方針

障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営をおこない、在宅の障害児・者又はその家族から様々な相談に対し、必要な情報提供と各専門機関の紹介や在宅福祉サービス利用援助等を行う。また地域生活に移行する人や単身生活で障害がある方に対し、サービス利用計画を作成のうえで関係機関と連絡調整し、適切なサービスが受けられるように支援する。

利用者支援方針

相談者にとって有効且つ分かりやすい計画作成に努めていくことに重点をおきながら、相談者の現在また将来にわたり安心した生活を実現するべく各方面でのネットワーク強化を図るとともに総合的な相談支援を行う。

重点項目

1.相談

自らが地域のネットワークづくりの中核であることを自覚し社会資源の実態について把握するとともに関係機関等の担当と顔の見える関係を構築する。

2.スキルの向上

利用者のニーズに合ったサービスを提供する為に、事業所や市町村の窓口等に社会資源の改善等を働きかけていく。社会経済状況や障害児者のニーズの多様化を踏まえ、本人のニーズや生育歴、地域との関係性、エンパワメントなどの観点からきめ細かい支援を実現するため、サービス等利用計画を作成できる能力を身に付け、さらに高める。

●事業概要

相談事業を通し、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や常に利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活や社会生活が実現できるようなサービス利用計画を作成のうえで関係機関と連絡調整し、適切なサービスが受けられるように支援を行う。

●利用者対象

- ・障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・障害福祉サービスを利用するすべての障害児

●事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援

法」という)に規定される「特定相談支援事業所」の業務を通じて適切に実施する。

- ① 計画相談支援の提供
- ② サービス等利用計画の作成
- ③ モニタリングの実施
- ④ 利用者からの相談
- ⑤ 苦情処理に関する業務

●職員体制

・管理者 1 名(常勤勤務)・相談支援専門員 2 名(非常勤専従)

サービス利用契約者数 2019 年 3 月 1 日現在 77 名(児童 30 名、者 47 名)

●年間研修計画

月	研修内容	
	研修名	内容
5 月	第 1 回姫路市相談支援事業所全体会	サービス等報酬改定について
10 月	事例検討プロジェクト打合せ会議	事例確認、当日の流れ確認
11 月	事例検討会のススメ	事例検討会の意義
1 月	第 3 回相談支援事業所テーマ別研修	保育所等訪問支援 (入門編)

※2018 年度実績より

放課後等デイサービス オリオン 事業計画

基本方針

「あそび」は、食べることや寝ることと同様に、人間が人間として成長するためになくはならないものである。子どもは「あそび」の中から多くのことを学ぶ。その「あそび」の経験がより豊かなものになるように優れた「遊び道具」と、子どもたちが自由にのびのびと遊ぶことのできる「遊びの環境」を提供し、子どもの健やかな成長を応援していく。

利用者支援方針

放課後等デイサービスについては、特別支援学校在籍生徒数の増加に伴い新規参入が相次いでいるが、単なる居場所となっている事例が多い。地域及び家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め「遊び」を活動の中心に据えて、一人ひとりの発達段階に応じた支援を行う。遊びの中で、人との関わり、交わり方を学ぶこと、ルールを理解すること、持てる力を全力で出すことを職員や他の利用者同士で学ぶことが出来るようにする。

重要事項

1.職員の専門性・資質の向上

全職員が常に質の高い支援を目指し自己研鑽に努める。積極的に研修へ参加し、幅広い知識や技術の習得に繋げる。

2.支援内容の充実

児童一人ひとりにあわせたプログラム（個別及び集団プログラム）を実施し、常に児童の立場に立ったサービスを提供する。定期的にケース会議を開き、施設全体で支援計画の見直しを行なう。職員間の「報告・連絡・相談」を徹底し、問題意識を共有することで、より良い支援が提供できるようにする。

3.関係機関との連携

家庭、他事業所、相談支援事業所及び学校など、各関係機関との連絡を密に行い、児童の情報を共有し、関係機関が一丸となって支援に取り組めるよう努める。

4.人材育成

外部研修の受講、内部研修での報告、プログラムの提案、支援方法の考案など多様な業務を任せすることで、仕事に対する責任感を育てる。職員間のコミュニケーションを大切にし、相談しやすい職場環境を整える。

●事業概要

心身の発達の遅れがある、あるいは遅れの疑いがある児童を対象に遊びや学習を通して発達を促し発達課題を見誤る事無く療育を行う。放課後や長期休暇中の障害児をサポートし、保護者へのレスパイトケアなども目的とする。

●利用対象者

小学1年生～高校3年生の障害児（障害手帳の有無は問わない）

●職員体制

管理者1名（兼務）

児童発達支援管理責任者1名（兼務）

保育士1名

指導員4名（うち2名は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者）

●サービス提供時間

授業終了後 14:30～17:30

休校日 10:00～16:00

●日課

①授業終了後

時間	内容
14:30～	学校迎え（授業終了時間に応じる） 挨拶・健康管理 トイレ指導 個別指導・自由遊び
17:00～	片付け・トイレ指導
17:30	お迎え・自宅送り

②休校日

時間	内容
10:00～	随時通所 挨拶・健康管理 トイレ指導 個別指導・自由遊び・レクリエーション
12:00～	昼食 歯磨き・身辺整理 個別指導・自由遊び・レクリエーション おやつ
15:00～16:00	お迎え・自宅送迎

③レクリエーション

- ・音楽療法 月3回
- ・映画鑑賞会 月2回
- ・スヌーズレン 週1～2回
- ・制作活動
- ・体操

●年間行事

	内容		内容
4月	お花見・避難訓練	10月	ハロウィン・避難訓練
5月	子どもの日	11月	紅葉狩り
6月	遠足	12月	クリスマス
7月	七夕	1月	お正月・初詣
8月	プール遊び	2月	節分・バレンタイン
9月	お月見	3月	雛祭り・ホワイトデー

※奇数月に外出を行う

●支援内容の充実

曜日毎に学習、作業、活動等に重点を置き、ストレングスモデルに基づいて個を重視した支援を行う。発達とともに興味や能力も変化することを念頭に、児童に応じた支援を行い、中高生には卒業後の就労も視野に入れた支援に取り組む。

●非常災害対策

消防計画に基づき、消防訓練を年2回実施し、避難、救助、通報訓練を実施する。AED設置、消火器等災害時の緊急対応の時全職員が対応出来るように研修を行い、設置場所、使用方法の把握を行う。

●職員の資質向上

職員の資質向上のため積極的な研修受講を実施する。
研修で得た知識・経験を毎月実施している施設内研修にて他職員に発信、周知することで、全体のレベルアップを図る。
他機関からの客観的な情報を共有し、指導員の専門性を高め、支援内容の質の向上を目指し、内容も整理する。

●家族との連携

利用児童により良いサービスを提供できるように、常日頃から家族との連携を密にし、情報交換を行う。
コミュニケーションアプリ「LINE」を利用し、保護者が相談しやすい環境を整える。

●自己評価

厚生労働省が作成した「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」を活用し、全職員が自己評価を行なう。結果は集計の上、全職員が討議し改善目標を立て、今後の支援に役立てていく。また、結果をHPで公開することにより、「地域に開かれた施設」を目指す。

●利用児童現況

利用契約者数 44名（2019年2月1日現在）
 地域 姫路市：41名 高砂市：3名
 男女比 男児：36名 女児：8名
 学校区分 小学生32名 中学生6名 高校生6名

●年間研修計画

月	研修内容	
	施設外	施設内
4月	発達障害支援研修	障害者総合支援法の理解について 合理的配慮について
5月		知的障害者の理解について
6月	家庭教育支援講座	
7月	行動援護従事者養成研修	
8月	行動援護従事者養成研修	
9月	兵庫県強度行動障害支援者養成研修	当事者主体の支援法について
10月	兵庫県強度行動障害支援者養成研修	保護者との連絡ノートの書き方 ヒヤリハットの記録の残し方と活用法
11月	自閉症支援研修	発達障害者支援を進めるコツ 統合失調症とは
12月	兵庫県サービス管理責任者等研修	
1月	兵庫県障害児通所支援事業所研修会	知的障害者に寄り添う個別面談
2月	虐待未然防止研修	虐待未然防止について
3月		

※2018年度実績より